

# 合 意 書

JA 三重厚生連鈴鹿中央総合病院と保険薬局名称：\_\_\_\_\_は、  
院外処方箋における疑義照会の運用について、下記のとおり合意した。  
尚、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分  
説明の上同意を得てから行うものとする。

## 記

1. 院外処方箋における疑義照会の運用について、以下の項目については、  
原則として疑義照会を不要とする。
  - JA 三重厚生連鈴鹿中央総合病院 院外処方箋における疑義照会  
簡素化規定書に記載のある疑義照会の不要例
2. 開始時期について  
\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日より開始とする。
3. 合意書締結番号  
保険薬局名称：\_\_\_\_\_は、  
\_\_\_\_\_とする。

合意の解除、内容の変更について  
合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。

以上

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

住 所 三重県鈴鹿市安塚町山之花 1275 番地の 53  
名 称 JA 三重厚生連鈴鹿中央総合病院  
代表者氏名 病院長 森 拓也

Ⓜ

住 所  
保険薬局名称  
代表者氏名

Ⓜ